

四国中央市公告第3号

物品の売払いについて

一般競争入札により物品を売り払うことについて公告する。

令和7年1月15日

四国中央市長 篠原 実

1 入札物品

物品 番号	物品名	引渡場所	売払予定価格 (税込価格)	入札書比較価格 (税抜価格)	備考
K-1	ブルドー ザ	川之江町 4301番地	1,023,000円	930,000円	四国中央市西 部臨海土地造 成地内

注

- 1 売払予定価格は、最低落札価格とする。
- 2 物品の詳細は、別紙仕様書及び売却車両一覧のとおりとする。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人を問わないが、2人以上の共有名義で申し込むことはできないものとする。また、次に掲げる要件を全て満たす必要がある。

- (1) 住所地又は法人の所在地において納付すべき市税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に規定する者でないこと。
- (3) 四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体又はその関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがされていない者であること。

3 入札参加手続等

(1) 入札参加の申込み

ア 受付期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）までとし、四国中央市の休日を定める条例（平成16年四国中央市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出先

四国中央市建設部港湾課臨海土地造成係

住所 四国中央市中曾根町500番地 四国中央市消防防災センター5階

電話番号 0896-28-6036

ウ 提出方法

持参の上、提出すること。なお、郵送、電話、電子メール又はファクスによる受付は、行わない。

エ 提出書類

（ア）入札参加申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）

（イ）誓約書（様式第2号）

（ウ）印鑑登録証明書の写し（法人の場合にあつては、印鑑証明書の写し）

（エ）マイナンバーカード、運転免許証等の身分証明書（顔写真付きのものに限る。）の写し（法人の場合にあつては、登記事項証明書の写し）

（オ）市納税証明書（未納がない証明書）

オ 留意事項

（ア）申込書及び誓約書は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市建設部港湾課に備え付けてあるものを入手すること。

（イ）各種証明書（身分証明書を除く。）は、発行日から3月以内のものを提出すること。

（ウ）市外に住所を有する者は、住所地の市町村の証明書を提出すること。

（エ）法人の場合は、法人の証明書を提出すること。

(2) 入札参加者の決定

入札参加資格を確認した後、令和7年2月3日（月）までに一般競争入札参加資格確認書（様式第3号）（以下「確認書」という。）を交付する。ただし、確認書を交付した後、提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、入札参加資格を取り消す。

4 一般競争入札に関する質疑及び入札物品の下見

(1) 質疑又は下見の申込み

本入札に関して質疑がある場合又は入札物品の下見を希望する場合は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和7年1月15日（水）から同月29日（水）までとし、休日を除く午前8時30分から午後3時までとする。

イ 提出先

四国中央市建設部港湾課臨海土地造成係

住所 四国中央市中曾根町 500 番地 四国中央市消防防災センター 5 階

電子メールアドレス rinkai@city.shikokuchuo.ehime.jp

ファクス番号 0896-28-6189

ウ 提出方法

持参、電子メール又はファクスにて提出すること。

エ 提出書類

質疑書

オ 留意事項

(ア) 質疑書は、四国中央市ホームページからダウンロードすること。

(イ) 入札物品の下見を希望する場合は、質疑書にその旨を記入の上、提出すること。

(2) 質疑書の回答日

令和 7 年 2 月 10 日（月）までに質疑者に対し、電子メール又はファクスで回答する。

なお、全ての質疑及びその回答は、確認書の交付を受けた者全員に送付される。

(3) 入札物品の下見の日程

令和 7 年 1 月 22 日（水）から令和 7 年 2 月 5 日（水）まで（休日を除く。）

日程については、四国中央市建設部港湾課に相談すること。

5 入札の実施

(1) 入札の日時等

ア 日時

令和 7 年 2 月 19 日（水） 午前 10 時

受付は、午前 9 時から行う。

イ 会場

四国中央市消防防災センター 5 階 501 会議室

ウ 留意事項

(ア) 入札会場は、入札開始時間と同時に閉鎖し、それ以後の入場は認めない。

(イ) 確認書を忘れた者は、入札に参加できない。

(ウ) 入札参加者以外は、入札会場に入室できない。

(エ) 郵送による入札書は、受理できない。

(2) 持参物

ア 確認書

イ 入札書及び封筒

ウ 入札保証金

エ 筆記用具

オ 印鑑

カ 委任状（代理人が入札する場合に限る。）

(3) 留意事項

- ア 入札書及び委任状は、四国中央市公式ホームページからダウンロードを行うか、四国中央市建設部港湾課に備え付けてあるものを入手すること。
- イ 筆記用具は、ボールペン、万年筆等を持参すること。
- ウ 印鑑は、申込書に押印した実印を持参すること。また、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑を持参すること。

(4) 入札保証金

- ア 入札参加者は、売払予定価格でなく、入札書に記載された金額（以下「入札額」という。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額に 100 分の 5 を乗じて得た額以上の入札保証金を入札会場にて預け入れた上で入札に参加すること。
- イ 入札保証金は、現金又は小切手であること。なお、小切手は、市内金融機関の自己宛小切手に限り、換金等に係る手数料については入札参加者の負担とする。
- ウ 落札者については、入札保証金を契約保証金に充当し、それ以外の者には即時預り証と引き換えに返金する。なお、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することとする。

(5) 入札の留意事項

- ア 入札書は、所定の様式を使用すること。
- イ 入札書への押印は、申込書に押印した印鑑を使用すること。なお、入札を代理人に行わせる場合は、委任状の代理人欄に押印されている印鑑を入札書に押印すること。
- ウ 入札書を封筒に入れ、物品番号と入札者の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を封筒に明記すること。
- エ 入札書には、入札金額等を明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること（鉛筆及びシャープペンシルの使用は、不可とする。）。)
- オ 代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。
- カ 誤字を訂正し、又は脱字等を加除した場合は、その箇所又は付近に押印すること。ただし、金額の訂正は、認めない。
- キ 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを行うことはできない。
- ク 入札額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とし、アラビア数字を使用すること。
- ケ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加資格者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期若しくは中止することがある。
- コ 災害その他のやむを得ない事由が生じたときは、入札執行を延期し、又は中止することがある。

6 落札者の決定

落札者の決定は、開札後直ちに入札会場で行う。落札額は、売払予定価格を最低落札価

格とし、入札者が複数ある場合は、その中での最高入札額をもって落札者とする。入札は、1回のみ行い、同額の場合は、抽選により決定する。なお、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者又は参加資格を喪失した者が行った入札
- (2) 委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (3) 所定の様式によらない入札
- (4) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示を行った入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名又は印影が認知し難い入札
- (6) 記名押印がない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者が行った入札
- (9) 郵送による入札
- (10) 売払予定価格未満の金額でした入札
- (11) 入札者が連合して入札した入札
- (12) 不正の行為があった入札

7 売買契約の締結

落札者は、次の売買契約日に別紙物品売買契約書により売買契約を締結すること。なお、何ら連絡もなく契約を締結しない場合は、入札物品の買受けを辞退したものとする。

- (1) 売買契約日
令和7年3月5日（水）
- (2) 契約保証金
契約金額に当該金額の100分の10以上に相当する額を加算した額の100分の10以上の額から契約保証金に充当する入札保証金を控除した額を契約保証金として納付すること。なお、契約保証金は、売買代金に充当する。
- (3) 持参品
印鑑（実印に限る。）
- (4) 留意事項
契約保証金は、現金又は市内金融機関の自己宛小切手とする。なお、小切手は、市内金融機関の自己宛小切手に限り、換金等に係る手数料については落札者の負担とする。
- (5) 契約に際しての留意事項
別紙「物品売買契約書」を参照のこと。

8 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を控除した残代金）は、市の指定する金融機関に令和7年3月19日（水）までに一括納付すること。なお、買主が納入期限までに契約した額の売買代金を納入しない場合は、市は何ら法的手続を経ないで即時に契約を解除し、納入した契約保証金は違約金として市に帰属することとする。この場合において、買主は、異議の申立て及びその理由のいかんを問わず、損害賠償等の一切の請求はできない。

9 その他

- (1) 物品は、代金の納入を確認後、本市の敷地内において現状有姿での引渡しを行う。
- (2) 物品の移動、修繕等引渡し後における全ての費用について、買主の負担において行うこと。
- (3) 所有権が移転した後速やかに、車体に表記された市の名称等を完全に抹消するものとし、作業前及び作業後の写真を撮影し、市に提出すること。

10 問合せ先

四国中央市建設部港湾課臨海土地造成係

電 話 番 号 0896-28-6036

ファクス番号 0896-28-6189

電子メールアドレス rinkai@city.shikokuchuo.ehime.jp